

# 重要事項説明書

R7.4.1 現在

## 1 地域密着型通所介護及び長崎市介護予防通所介護相当サービスの目的及び方針

### (1) 事業の目的

医療法人 秋桜会が開設するデイサービスコスモス(以下、「事業所」という。)  
が行う地域密着型通所介護事業、長崎市介護予防通所介護相当サービス(以下、「事業」という。)の  
適正な運営を確保するために人員及び管理運営 に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は、  
事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看  
護師、准看護師等の看護 職員、介護職員(以下「従事者」という。)が、当該事業所において排泄、  
食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着  
型通所介護、長崎市介護予防通所介護相当サービス(以下、「通所介護等」という。)を提供するこ  
とを目的とする。

### (2) 運営の方針

- 1 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏  
まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生  
活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持  
並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の  
世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人  
格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは  
悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつ  
きを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事  
業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、  
その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサー  
ビスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサ  
ービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改  
善を図る。

## 2 通所介護(介護予防通所介護)事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	医療法人秋桜会 デイサービス・コスモス
所在地	長崎県 長崎市 京泊3丁目10番5号
電話番号	095-850-0100
FAX番号	095-814-1414
介護保険指定番号	4270103692
サービス提供地域* 地域密着型通所介護 (長崎市のみ)	長崎市(三重中学校区域、滑石、北陽町、横尾、葉山、赤迫町、音無町、見崎町、相川町、式見町、向町、西海町、琴海村松町、琴海戸根町、永田町、上・下黒崎町、西・東出津町、新牧野町)

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の職員体制(令和7年4月1日現在)

職 種	常勤	非常勤	兼務の別	合計	職務の内容
管理者	1名		生活相談員/介護職員兼務	1名	事業の一元的な管理
生活相談員	2名	0名	管理者/介護職員兼務1名、介護職員/ 機能訓練指導員兼務1名	2名	生活指導その他
看護職員	2名		機能訓練指導員兼務2名	2名	看護その他
介護職員	4名	4名	管理者/生活相談員兼務1名、機 能訓練指導員兼務1名、生活相談 員/機能訓練指導員兼務1名	8名	介護その他
機能訓練指導員	4名		看護職員兼務2名、介護職員兼務1 名、介護職生活相談員兼務1名	4名	機能訓練指導その他

### (3) 当事業所の設備の概要

定 員	18名(介護予防含む)	相談室	4.7㎡
デイサービスフロア	111.8㎡	送迎車	4台
静養室	10㎡	その他	ウォーターベッド、交互滑車運動器、ホット バッグ、車椅子他
浴 室	一般浴槽(特浴あり)		

### (4) 営業日・営業時間及びサービスの提供時間

	営業時間	サービス提供時間
月曜～土曜日	8:30～17:30	9:30～15:45
休業日	8月14日～15日及び12月31日～1月3日までの期間	

## 3 サービスの内容

- ① 日常生活上の世話及び支援
- ② 食事提供
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎
- ⑧ 相談
- ⑨ 家族指導

#### 4 料金体系(目安)

##### (1) 地域密着型通所介護費

(6時間以上～7時間未満)

(日額)

要介護状態区分	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険適用時の 1日当たりの 自己負担額(1割)	688	812	938	1,064	1,189
自己負担額(2割)	1,375	1,625	1,876	2,127	2,377
自己負担額(3割)	2,063	2,437	2,814	3,191	3,566

(円)

##### (2) 地域密着型通所介護における加算サービスの利用料金

(日額)

項目	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額			算定要件
	1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	41円	81円	122円	入浴介助を行った場合
中重度者ケア体制加算	46円	91円	137円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	57円	114円	170円	個別機能訓練計画に基づく、利用者5人程度以下の小集団で個別機能訓練指導員が直接訓練を実施
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	77円	154円	231円	個別機能訓練計画に基づく、利用者5人程度以下の小集団で個別機能訓練指導員が直接訓練を実施
個別機能訓練加算(Ⅱ) (1月につき)	20円	41円	61円	個別機能訓練計画を科学的介護情報システム(LIFE)へのデータの提出とフィードバック情報の活用によりケアの質の向上を図る事も目的とする。
認知症加算	61円	122円	182円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し介護を行った場合
若年性認知症患者受入加算	61円	122円	182円	初老期の認知症の要介護度利用者に通所介護を行った場合
口腔機能向上訓練(加算)	152円	304円	456円	口腔機能改善管理指導計画に基づく訓練の実施(月2回まで)
生活機能向上連携加算Ⅰ (1月につき)(3月に1回)	101円	203円	304円	理学療法士等と当該機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合等
生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき)	203円	406円	608円	理学療法士等と当該機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合等
生活機能向上連携加算Ⅱ(1月につき) 【個別機能訓練加算を算定の場合】	101円	203円	304円	理学療法士等と当該機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合等
ADL維持等加算(Ⅰ) (1月につき)	31円	61円	92円	評価対象期間において基準を満たした場合 評定対象期間の満了日に属する月の翌月から12月に限り算定
ADL維持等加算(Ⅱ) (1月につき)	61円	122円	183円	評価対象期間において基準を満たした場合 評定対象期間の満了日に属する月の翌月から12月に限り算定
栄養改善加算 (1回につき)(3か月以内月2回限度)	203円	406円	608円	栄養食事相談等の栄養管理を行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1月につき)(6月に1回)	20円	41円	61円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1月につき)(6月に1回)	5円	10円	15円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	41円	81円	122円	利用者毎の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じて介護計画を見直し、提出する情報・介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	22円	45円	67円	①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	18円	37円	55円	介護福祉士50%以上
サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	6円	12円	18円	①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村に届け出を提出しており、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の算定基準を満たしている場合(ひと月の算定単位数の9.2%)			
送迎減算	片道につき-47単位		事業所が送迎を行わない場合	
高齢者虐待防止措置未 実施減算(月額)	所定単位数の100分の1 に相当する単位数を所定 単位数から減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(委員会の開 催、指針の整備、研修の実施、担当者への定め)が講じられていな い場合		
業務継続計画未策定減 算(月額)	所定単位数の100分の1 に相当する単位数を所定 単位数から減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画 が策定されていない場合		

(3)長崎市介護予防日常生活支援総合事業現行相当予防通所介護費 (月額)

要支援状態区分	要支援1・ 事業対象者(週1回程度)	要支援2・ 事業対象者(週2回程度)
介護保険適用時の 1月当たりの 自己負担額(1割)	1,823	3,672
自己負担額(2割)	3,646	7,343
自己負担額(3割)	5,470	11,015

(円)

(4)長崎市介護予防日常生活支援総合事業

現行相当予防介護予防通所介護における加算サービスの利用料金 (月額)

項目	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額			算定要件
	1割	2割	3割	
口腔機能向上加算	152円	304円	456円	口腔機能改善管理指導計画に基づく訓練の実施
栄養改善加算	203円	406円	608円	栄養食事相談等の栄養管理等を行った場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	101円	203円	304円	外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ (運動器機能向上加算を算定の場合)	203円	406円	608円	外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合
化学的介護推進体制加算 (1月につき)	41円	81円	122円	利用者毎の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じて介護計画を見直し、提出する情報・介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
生活機能向上 グループ活動加算	101円	203円	304円	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日事業生活上の支援のための活動を行った場合
若年性認知症 利用者受入加算	243円	487円	730円	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、市町村に届け出ておりその若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った
栄養アセスメント 加算	51円	101円	152円	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
栄養改善加算	203円	406円	608円	個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理等を行い、利用者の心身の状態の維持又は向上を行った場合
口腔機能向上 加算(Ⅱ)	162円	325円	487円	口腔機能が低下している利用者等に対して、口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施
一体的サービス 提供加算	487円	974円	1460円	利用者に対し栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ)	20円	41円	61円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合(介護支援専門員へ報告)
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ)	5円	10円	15円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングを行った場合(介護支援専門員情報を提供)
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	要支援1	89円	178円	①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
	要支援2	178円	357円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	要支援1	73円	146円	介護福祉士50%以上
	要支援2	146円	292円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	要支援1	24円	49円	①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
	要支援2	49円	97円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村に届け出を提出しており、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の算定基準を満たしている場合(ひと月の算定単位数の9.2%)		
高齢者虐待防止措置未 実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算		虐待の発生又はその再発を防止するための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の定め)が講じられていない場合	
業務継続計画未策定減 算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算		感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	

(5)通所介護・長崎市介護予防日常生活支援総合事業の

食事提供サービスの利用料金

	1日(食)当たりの利用料金
食費	600円

※利用キャンセルの場合、前日の午後5時までにご連絡がない時は、ご利用者様ごとにご契約いただいている食費または特別食費の金額をを請求させていただきます。

(6)サービス提供地域を超える場合の交通費の取り扱いについて

通常の事業のサービス提供地域をこえて行う通所介護等に要した交通費は、超えたところから片道分1kmごとに35円とします。

(7)実費

おむつ代、理美容代、その他にかかる費用等は実費負担となります。

(8)特別な費用の徴収について

特別な費用が発生した場合は、その都度、利用者およびご家族との相談の上、決定します。

## 5 お支払方法

- ① お支払方法については、月末締め翌月支払いを原則として、下記のいずれかの方法を選択できます。  
( 現金 ・ 銀行振込 ・ 銀行引落(十八親和銀行・ゆうちょ銀行に限ります。) )
- ② 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。  
お支払いを確認後、領収証を発行いたします。
- ③ 銀行振込の場合は、下記の口座へお振込みください。入金確認後、領収証を発行いたします。  
※振り込み手数料は、ご本人様のご負担でお願いいたします。

振込先

十八親和銀行 長崎漁港支店 口座番号(普通) 0092893
医療法人秋桜会 コスモクリニック 理事長 池田 直実

- ④ 銀行引落の場合は、手続き終了後からの引落となります。引落日は毎月15日となります。  
引落確認後、領収証を発行いたします。

## 6 サービスの利用方法

通所介護等の提供方法は、次の通りとします。

- ① 事業所は、通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- ② 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- ③ 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。

- ④ 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- ⑤ 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- ⑧ 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- ⑨ 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

## 7 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じます。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 8 事故発生時の対応

### (1) 事故防止委員会(担当者)の設置

サービス提供時における事故発生時に迅速且つ適切に対応するために事故防止委員会を設置し、発生した事故に対し速やかに対応いたします。

[事故防止委員] 木村 俊輔

### (2) 緊急時・事故発生時の体制・手順

#### 1、身体状況(けが、骨折、容態の急変等)に関する場合

- (1) 当該サービス担当者が速やかに119番へ電話連絡し、救急車を要請すると共に適切な応急救置を講じる。緊急時の対応については研修などを行い、全職員に周知・徹底を図る。
- (2) 当該サービス担当者が速やかに長崎新港診療所(同法人診療所)又は主治医に連絡して医療的な指示を受ける。
- (3) 当該サービス担当者が速やかに当該利用者の家族に連絡する。
- (4) 当該サービス担当者が速やかに当該利用者の主治医に連絡する。
- (5) 当該サービス担当者が速やかに管理者へ客観的な事実内容の報告を行う。
- (6) 当該サービス担当者が速やかに事故報告書を作成し、事故防止委員会へ提出する。

- (7)管理者は、必要な内容及び事実を医療法人秋桜会本部へ報告する。
- (8)事故防止委員が提出された事故報告書を管理し、必要時及び定期的に研修又はミーティングを行う等、再発防止のための活動を組織的に行う。(ヒヤリハット報告書含む)
- (9)サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。  
(保険:損保ジャパン加入)

## 2、1以外に関する場合

- (1)当該サービス担当者が速やかに管理者に報告して指示に従い対応する。
- (2)当該サービス担当者又は管理者が、速やかに当該利用者の家族に連絡する。
- (3)管理者が速やかに医療法人秋桜会本部へ客観的な事実内容の報告を行う。
- (4)当該サービス担当者が速やかに事故報告書を作成し、事故防止委員へ提出すること。
- (5)管理者、事故防止委員及び医療法人秋桜会が提出された事故報告書に基づいて、組織的に協同して適切な処置を講じる。
- (6)事故防止委員は提出された事故報告書を管理し、必要時及び定期的に研修又はミーティングを行う等、再発防止のための活動を組織的に行う。(ヒヤリハット報告書含む)
- (8)サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。  
(保険:損保ジャパン加入)

## 9 非常災害対策

・事業所は、火災・地震・風水害等の非常災害に関して具体的な対処計画を立て、それらの非常災害に備えて定期的に避難・誘導・救出その他の必要な準備と訓練を実施する。

(職員及び利用者を含めた防火教育及び基礎訓練・総合訓練を年2回以上実施する)

[防火管理者] 田中 大輔(医療法人秋桜会 コスモスガーデンこすもす施設長)

[火元責任者] 木村 俊輔(デイサービス・コスモス管理者)

## 10 業務継続計画の策定等

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護[長崎市介護予防通所介護相当サービス]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11 高齢者虐待防止の体制

### (1)虐待防止委員会の設置

虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。(3ヶ月に1回実施)

### (2)虐待防止の指針

虐待防止のための指針を整備する。

### (3)高齢者虐待防止責任者(担当者)の設置

サービス提供を行うにあたり適切な介護サービスを実施するため高齢者虐待防止責任者を選任し、毎年1回職員研修を行う。

[高齢者虐待防止責任者 木村 俊輔 (デイサービス・コスモス管理者)]

## 12 苦情処理の体制・手順

### (1) 苦情受付窓口(担当者)の設置

ご利用者様及びご家族からの苦情や相談に対し、迅速かつ適切に対応するための苦情受付窓口(担当者)を設置し、担当者が速やかに処理体制・手順に従い対応いたします。

### (2) 当事業所の苦情、相談受付窓口

[苦情解決責任者] 木村 俊輔 (デイサービス・コスモス管理者)

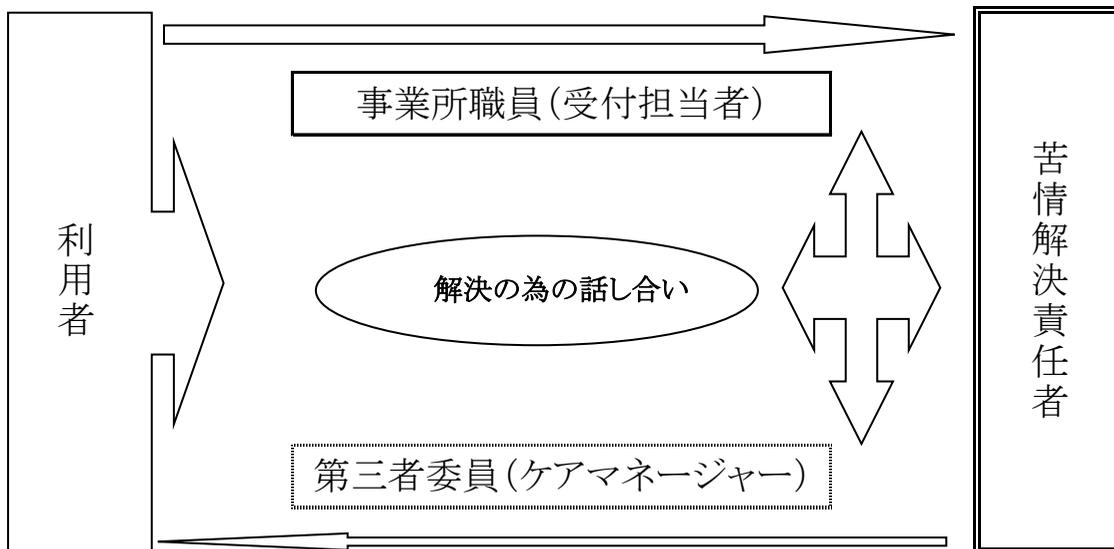
[電話・FAX] 095-850-0100 ・ 095-814-1414

[受付日] 月～土曜日(ただし、8月14日～15日及び12月31日～1月3日を除く)

[受付時間] 午前8:30～午後17:30

### (3) 苦情処理の体制・手順

- ・苦情・相談があった場合、直ちに担当者が当事者より事情を聞き取り、その内容を十分に理解する。
- ・苦情・相談については、必要に応じサービス提供担当者と協議する等、組織的に対応し、処理及び改善内容については、速やかに当事者へ報告する。
- ・苦情・相談の内容、対応の経過及び改善内容等は所定の台帳へ記録し、定期的に研修及びミーティングを行う等、組織的に再発防止に努めること。
- ・苦情処理フローチャート



### (4) 行政機関その他苦情、相談受付機関

当事業所以外に、お住まいの市町村及び長崎県国民健康保険団体連合等の相談・苦情窓口にて苦情を伝えることができます。

長崎市高齢者すこやか支援課	所在地	長崎市 魚の町4-1(11階)
	電話番号・FAX	095-829-1146・095-829-1228
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地	長崎市 今博多町8番地2
	電話番号・FAX	095-826-1599・095-826-7325

### 13 ハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう職員に対する利用者又はその家族又は関係者からのハラスメント(セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント、パワーハラスメント等、常識の範囲を超えた要求や言動にかかる暴言・暴力等)の防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - (3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ②ハラスメント事案が発生した場合、「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」等を基に即座に対応し、ハラスメント委員会等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

### 14 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、ご利用者様の医療上緊急性のある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者様又はご家族の個人情報を用います。